

1 景観計画・都市景観条例について

Q. 景観法とはどのような法律か

- A.
- ・ 景観法とは、これまで、効率性や機能性に比べあまり尊重されなかった日本の景観を見直そうという機運の高まりから、良好な景観の形成を実現するため、平成 16 年に制定された法律です。

Q. 景観計画とは

- A.
- ・ 景観法に基づき、景観行政団体（本市）が定めることができる「良好な景観の形成に関する計画」のことで、景観まちづくりを進める基本的な計画として、景観形成の方針、行為の制限に関する事項などを定めています。

→
HP参照
「[大阪市景観計画](#)」

Q. 都市景観条例では何を定めているのか

- A.
- ・ 景観計画を実行させるために必要な手続き規定（届出等）を定めるほか、本市独自の規定（大規模面的整備検討による景観誘導や地域主導の景観まちづくりの支援、地域の景観資源の登録など）を定めています。

→
HP参照
「[大阪市都市景観条例](#)」
「[大阪市都市景観規則](#)」

Q. 土地建物に関する重要事項説明書を作成しているが、当該地は景観法の対象となるか

- A.
- ・ 大阪市では市域全域を景観計画区域として定めています。（重要事項説明書の景観法の欄にはチェックをする。）
 - ・ なお、景観上に基づく届出の対象となる規模は、景観計画区域のどの区域に該当するかにより異なります。
 - ・ 景観計画区域のどの区域に該当するかは、『マップナビおおさか』で確認できます。

→
HP参照
「[マップナビおおさか](#)」

Q. 土地建物に関する重要事項説明書を作成しているが、当該地は景観地区に該当するか

- A.
- ・ 大阪市には景観地区はありません。

Q. 景観計画区域とは

A.

- ・ 大阪市では市域全域を景観計画区域として定め、景観計画区域は、基本届出区域及び重点届出区域により構成しています。
- ・ 景観計画区域のどの区域に該当するかは、『マップナビおおさか』で確認できます。

←
HP参照
「マップナビ
おおさか」

<大阪市景観計画 P58 参照>

景観計画区域図

